

議員提出第21号

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示
制度の抜本改正を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年12月16日

提出者	吉川市議会議員	互 金次郎
賛成者	吉川市議会議員	中 嶋 通 治
	〃	鈴 木 加 蔵
	〃	山 崎 勝 他
	〃	高 野 昇
	〃	伊 藤 正 勝
	〃	

吉川市議会議長 高 崎 正 夫 様

提 案 理 由 口 頭

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでおり、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けている現状である。

さらに、食品安全委員会では、異常の多発原因について解明できないまま「安全」と性急に評価し、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきた。受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めているが、多くの消費者はその安全性に不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えている。

今こそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざすべきである。

よって、以下の三点について食品表示制度の抜本改正を求める。

- 一．加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 一．全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 一．ローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成21年12月16日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）